

Q-6

戸建住宅に設ける十分に外気に開放されたテラスやバルコニーの屋根をポリカーボネート板等で葺くことは可能ですか。

A-6

戸建住宅に設ける十分に外気に開放された局所的なテラスやバルコニー(床面積に算入されないもの)は、平成12建告第1434号の「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途」に該当するものとして取り扱います。

従って、この部分の屋根を、「市街地における通常の火災による火の粉により防火上有害な発炎をしない屋根」として、国土交通大臣の認定を受けたポリカーボネート板等で葺くことは可能です。